

衛生手術實施經過報告  
書ニ關スル事項  
報告年月日  
手術ヲ行ヒタル  
醫師住所氏名

手術ヲ行ヒタル場所	入院及退院年月日	手術ヲ行ヒタル日時	術式及經過	合併症及其ノ經過	特別處置	檢査	手術費用 總額金 圓内金 圓 ヨリ 年月 日納收ス
-----------	----------	-----------	-------	----------	------	----	------------------------------

様式第十號  
(番號 )

國民優生法第十六條ニ關スル届出書		住所氏名年齢性別	病名	手術又ハ處置ノ別 生殖不能ナラシムル手術 妊娠中絶	施行豫定日時	意見ヲ聽取セル他ノ醫師ノ氏名、住所、意見、日時	備考
年 月 日	氏 名 股	住所 醫師 氏 名 節				住所 醫師 氏 名 節	

記載注意  
一 特ニ急務ヲ要スル爲ニ事前ノ届出ヲサザリントキハ急務ヲ必要トシ理由ヲ備考欄ニ、施行セル日時ヲ施行後定欄ニ記入スルコト又他ノ醫師ノ意見ヲ聽クニ能ハザリントキハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記入スルコト注意 本届書ハ所轄警察署長ヲ經由スルコト  
参考條文 (略)

結核豫防法樺太施行令の公布

結核豫防法樺太施行令は昭和十六年六月六日付官報を以て勅令第六百八十二號として公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

結核豫防法樺太施行令 (昭和十六年六月六日 勅令第六百八十二號)

- 第一條 結核豫防法ハ第四條第二項、第五條第二項後段、第十一條及第十二條ノ規定ヲ除外之ヲ樺太ニ施行ス
- 第二條 結核豫防法中主務大臣又ハ地方長官トアルハ樺太廳長官トス
- 第三條 結核豫防法第七條第一項中前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所トアルハ樺太廳結核療養所又ハ前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所トス
- 第四條 國庫ハ結核豫防法第四條第一項第二號ノ規定ニ依リ從業禁止又ハ第七條第一項及前條ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハザル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ生活費ヲ補給ス
- 第五條 前條ノ規定ニ依リ生活費ノ補給ヲ受クベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限ル
  - 一 從業ヲ禁止セラレタル者
  - 二 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ルモノ但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
  - 三 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ
- 第六條 生活費ノ補給ハ生活費ノ補給ヲ受ケントスル者ノ申請ニ依リ樺太廳長官ニ於テ其ノ許否ヲ決定ス
- 第七條 生活費ノ補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 第八條 生活費補給ノ程度、方法、期間、廢止及停止ニ關スル事項ハ樺太廳長官ニ於テ之ヲ定ム
- 第九條 結核豫防法施行令第十三條乃至第十七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 第十條 結核豫防法施行令中地方長官トアルハ第六條第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外樺太廳長官トス
- 第十一條 結核豫防法施行令第五條中結核療養所ヲ設置スル公共團體トアルハ國庫又ハ結核療養所ヲ設置スル公共團體トシ同令第六條第二項中地方長官又ハ市町村長トアルハ市町村長トス

附 則  
本令ハ昭和十六年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス